

2016 年度

(平成28年度)

# 事業計画書



泉会

2016年度

# 法人本部

## 事業計画

私達は、信頼と希望と愛の輪で社会をつなぎます。

## 法人本部

### 『今年度の聖句』

主は人の一步一步を定め  
御旨にかなう道を備えてくださる。  
人は倒れても、打ち捨てられるのではない。  
主がその手をとらえていてくださる。

(詩編37編23-24節)

時代の変化に的確に対応していくために

2013年(平成25年)6月に国会で可決成立し、6月に公布された障害者差別解消法が本年4月施行されます。この法律は、すべての国民が障害の有無によってわけ隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現を目指しています。この法律のポイントは二つです。不当な差別的取り扱いを禁止することと障がい者への合理的配慮をすることです。この合理的配慮とは車いす利用者が乗り物に乗るときに手助けをすることや窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション(筆談、読み上げなど)を行うことなどです。

民間事業者へは担当大臣から報告聴取、助言・勧告、指導を行うことにより実効性を担保しています。

また、国は差別を解消するための政府全体の方針を示す「基本方針」を作成しなければなりません。

今後とも障害者の日常生活にとって不都合な物理的、制度的、心理的障壁を除去していくことが求められています。

一方、社会福祉法人改革も急務となっています。今回の改革では(1)経営組織の統治能力の強化、(2)事業運営の透明性の向上、(3)財務規律の強化、(4)地域における公益的取り組みを実施する責務、(5)行政による関与の強化を実施しようとするものです。

特に経営組織の統治能力の強化と財務規律の強化は影響が大きいものと思われます。前者はこれまで諮問機関とされていた評議員会を議決機関とすることであり、後者は年度末の決算で黒字になったときその黒字額から現事業を継続するために必要額等を差し引いて残額がある場合は「社会福祉充実計画」を作成し所轄庁の承認を得なければならないとするものです。

こうした動きの中で泉会はグループホームいずみの開設、相談支援センター

おかもとの開設を行い、地域の福祉ニーズに応じてきています。また、いち早くホームページの更新を行い、透明性の向上を図るなどの取り組みを行いました。昨年8月には「都有地活用による福祉インフラ整備事業者公募」に応募しました。その内容は、世田谷区上北沢にある都有地約563㎡を活用して生活介護、就労継続支援B型、グループホーム事業を展開し地域の福祉ニーズに応えようとするものです。

泉会は今後とも社会福祉法人改革など外部環境の変化に的確に対応し、持続可能な社会福祉法人経営を目指してまいります。そのため、本部及び事務局が連携を強化して事業所支援を行ってまいります。

## 運営体制

理事長	佐分利 正彦
常務理事	池田 洋
事務局長	鈴木 弘士（岡本福祉作業ホーム施設長兼務）
世田谷エリア 統括施設長	保坂 俊晴（泉の家施設長）
日の出エリア 統括施設長	西田 徹（就労日の出舎・相談日の出舎施設長）
日の出舎施設長	高木 有己

### 1 サービスの質の向上

- (1) 事業所がニーズの高いサービスを提供することなどにより利用者から信頼を得るよう努めます。
- (2) 人権について理解を深めるとともに虐待のない事業所運営が継続できるよう支援します。

### 2 法人の組織強化

- (1) 法人の一体経営に向け組織体制の再構築を引き続き進めます。
- (2) 経営課題の把握及び事業運営上の課題を把握し、その解決に努めます。
- (3) 社会福祉法人改革に沿った組織改革を円滑に進めます。

### 3 法人の社会機能強化

- (1) 引き続き地域との相互理解を深めて事業展開を図ります。
- (2) 区内社会福祉法人と連携して公益的事業を展開していきます。
- (3) ホームページの活用及び機関紙いずみを通じて事業経営の透明性を高めます。

#### 4 人財育成、人事制度の再構築

- (1) 要員計画を踏まえて人材募集を進めます。
- (2) 採用から退職まで職員が一貫して成長できるような魅力ある給与制度、キャリアパス、人事考課制度など人事制度を再構築します。
- (3) 専門家の指導を得て中間管理職研修の充実など研修制度の再構築を図ります。
- (4) 諸規程の改正を進めてコンプライアンスを徹底していきます。